

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：令和8年1月26日（令和8年（行情）諮問第90号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行情）答申第357号）

事件名：特定期間に特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図の開示決定等に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示し、別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月19日付け原規放発第2508199号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定等（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア アメリカ合衆国の海軍原子力潜水艦が安全に危険なく、特定県特定湾で航行されたか理解するため。

イ 海上保安庁の警備が、正しく行えていたのか理解するため。

ウ 特定県でのアメリカ合衆国海軍の海域から逸脱し、速度を落とさず急旋回をし、岩礁に衝突しそうになったのはなぜか理解するため。

エ 開示請求した資料が、開示されてないため、当初開示請求した、特定期間に特定県特定施設に米海軍原子力潜水艦が出入港した記録及び米海軍原子力潜水艦の航跡図。

出入港した日時及び回数

放射能検査した場所、測定値。

放射能検査した場所は、測定値は一部分しか開示されてなく、海上保安庁の船（特定船舶）での放射能検査した場所、測定値が開示されていないので開示せよということである。

また米海軍原子力潜水艦の航跡図については、特定県の原子力規制庁で、特定職員に特定日の米海軍原子力潜水艦の航跡図を見せていただいたので、航跡図があるから開示せよと、いうことである。

これらのことは、開示請求した時に、原子力規制委員会でも説明している。

また開示された後に、原子力規制委員会に連絡を取り、開示されていない資料について相談をしたが、審査請求の時も少なくなり審査請求することにしました。

(2) 意見書

ア モニタリングボート（海上保安庁、特定船舶）が、原子力潜水艦からの距離（位置）、日時、が示されていない。開示された資料からは、入港時調査コース及び出港時コースとあるが、どの様なコースか示されていない。また風向きの表示もない。測定場所が示されてなく、何回測定調査したか書かれていない。またモニタリングボート（特定船舶）が港を出る前の調査結果なのか港に戻った時の調査結果なのか示されていない。これでは正しく調査された資料とは言えない。情報開示せよということである。

イ またモニタリングポストによる放射線の測定結果からも、測定が正しかったとは言えない、特定年月日の米軍原子力潜水艦（特定艦艇）と特定施設海軍棧橋先端から177度3360mの地点に入港したとある、米軍原子力潜水艦とモニタリングポストまでの距離が3000m以上の離れていて、測定した時間が正しく表示されてなく風向きも表示されなく、回数も示されていない。モニタリングポストによる放射線の測定結果が正しかったとは言えない。また他の米軍原子力潜水艦の入出港の時も、原子力潜水艦とモニタリングポストの距離が離れている、これではモニタリングポストによる放射線の測定結果が正しかったとは言えないため、情報開示請求の通りに開示せよということである。

（以下、モニタリングポストの設置場所に関する意見であり、記載は省略する。）

ウ 航跡図について

理由説明書（下記第3の3（2））に海上保安庁のモニタリングボートの航跡図の写しを示したとあるので、これは特定職員が私に見せた航跡図なのか、明らかにし、米軍原子力潜水艦の特定湾内での航跡が一致するか確認をしなければならない。その為原子力規制庁

の説明の海上保安庁のモニタリングボートの航跡図を開示せよということである。

また、特定職員からの説明では、米軍原子力潜水艦の航跡図であると説明されたので、原子力規制庁は米軍原子力潜水艦の航跡図を開示せよということである。

上記から、在日米軍が正しく運用しているか理解するため、また原子力規制庁や海上保安庁が正しく業務を行っているか理解するためである。また原子力規制庁や海上保安庁を管理監督する省庁があるか疑問である。日本国民の生命及び財産を守るため情報開示をせよということである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和7年7月28日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「特定期間の特定県特定施設に米軍原子力潜水艦の航跡図、放射能の測定場所及び数値、出入港した回数」（本件請求文書1）の開示請求を行い、処分庁は同日付けでこれを受け付けた。
- (2) 処分庁は、令和7年7月28日に上記（1）の開示請求を受け付けた後、同月31日に審査請求人から原子力規制庁庁舎において請求内容の聞き取りを行い、その際、審査請求人は、開示請求の対象とする文書につき、「特定期間の特定県特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図、ホームページに掲載されている放射能測定の場所及び数値の写し」（以下「本件請求文書2」という。）とする旨の補正をした（以下、審査請求人による補正後の開示請求を「本件開示請求」という。）。
- (3) 本件開示請求に対し、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、令和7年8月19日付け原規放発第2508199号により、「特定期間の特定県特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図、ホームページに掲載されている放射能測定の場所及び数値の写し」のうち、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書1）について、これを開示する決定及び法9条2項の規定に基づき、別紙の3に掲げる文書（本件対象文書2）について、処分庁は対象となる行政文書を作成及び取得していないため、これを開示しない決定（原処分）を行った。
- (4) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和7年10月24日付けで、諮問庁に対して、原処分について処分の一部取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月27日付けでこれを受け付けた。
- (5) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張には理由がないことから、諮問庁による裁

決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、令和7年8月19日付けで、本件対象文書1について、法9条1項の規定に基づき全部を開示するとともに、本件対象文書2について、対象となる行政文書を作成及び取得していないため、法9条2項の規定に基づき開示しない決定を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、「特定期間に特定県特定施設に米海軍原子力潜水艦が出入港した記録及び米海軍原子力潜水艦の航跡図。出入港した日時及び回数、放射能検査した場所、測定値。」が開示されていない、「放射能検査した場所、測定値は一部しか開示されて」いない、「海上保安庁の船（特定船舶）での放射能検査した場所、測定値が開示されていない」などと主張する。

しかし、上記1（2）のとおり、本件開示請求の対象となる文書は、当初の請求に対する補正を経て「特定期間の特定県特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図、ホームページに掲載されている放射能測定の場所及び数値の写し」であるところ、処分庁は原処分において、本件対象文書のうち米軍原子力艦の航跡図を除いた部分、すなわち特定年の特定県特定港における「ホームページに掲載されている放射能測定の場所及び数値の写し」に該当するものとして、本件対象文書1を全部開示しており、それら以外に、原子力規制委員会のホームページに本件開示請求の対象となる文書は掲載されていない。なお、これらの文書中、審査請求人が指摘する「海上保安庁の船（特定船舶）が放射能測定した場所及び測定値」に対応する記載は、各開示決定対象文書における「1. モニタリングボートによる放射線の測定結果」の「調査コース」及び「調査結果」の項である。

よって、審査請求人の当該主張は理由がない。

- (2) 審査請求人は「米海軍原子力潜水艦の航跡図については、特定県の原子力規制庁で、特定職員に特定日の米海軍原子力潜水艦の航跡図を見せていただいたので、航跡図があるから開示せよ」と主張する。

しかしながら、令和6年2月22日、審査請求人が特定原子力艦モニタリングセンターにおいて、応対した職員に対し、米軍の原子力艦が特定港に入港する際の航路について疑問を呈したことがあり、その際、応対した当該職員が、説明の補助として、自己の執務の便宜のために保有していた海上保安庁のモニタリングボートの航跡図の写しを示したことはあったものの、審査請求人が開示を求める米軍原子力艦の航跡図を示した事実はない。

よって、審査請求人の当該主張は理由がない。

(3) その余の審査請求人の主張も、原処分の正当性を左右するものではない。

4 結論

以上を踏まえ、原処分は相当であることから、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年1月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年2月24日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年6月10日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、処分庁は、開示を請求する文書を本件請求文書2に補正して本件対象文書を特定し、本件対象文書1につき、その全部を開示し、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書及び意見書を鑑みれば、本件請求文書1に該当する文書の追加特定を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(1)エにおいて、本件請求文書1に該当する文書の特定を求めているものと解されるところ、諮問庁は、上記第3の1(2)及び3(1)において、本件開示請求は本件請求文書2を求めるものとして本件対象文書を特定した旨説明する。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に係る求補正の手続は対面により行われたため、開示請求者(審査請求人)の意向を示す書面等は残されていないとのことであった。

そうすると、審査請求人が開示を請求する文書を限定する意向を示したと認めることは困難である。また、当審査会において本件請求文書1の記載を確認したところ、その記載内容は具体的であることから、本件開示請求の対象を「ホームページに掲載されている」文書の「写し」に限定する補正を行わなければならない合理的な理由があったとは考え難い。

以上を踏まえれば、本件開示請求については、本件請求文書1の記載

を前提として、該当する文書を特定すべきと判断せざるを得ない。

- (2) 当審査会事務局職員をして原子力規制委員会ウェブサイトを確認させたところ、平成29年1月付け「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて」において、原子力規制委員会は、所定の測定コースを定め、モニタリングボートにより原子力艦停泊地点等の空間放射線量率及び海水中の放射線計数率を定期的に測定し、また、緊急時モニタリングの対応を遅滞なく行うため、モニタリングボート巡回コース等のモニタリング地点について平常時の地点と緊急時の追加予定地点とを区別して示した地図を整理して備える旨の記載があることが認められる。

本件請求文書1の記載を前提とすれば、別紙の4に掲げる文書は、「放射能の測定場所」を示す文書に該当し、開示請求の対象として特定すべき文書であると認められる。

- (3) したがって、原子力規制委員会において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求に対し、本件請求文書2に補正して本件対象文書を特定し、本件対象文書1につき、開示し、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、原子力規制委員会において、本件対象文書の外に本件請求文書1の開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書1に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 開示請求書（補正前）の記載（本件請求文書1）

特定期間の特定県特定施設に米軍原子力潜水艦の航跡図、放射能の測定場所及び数値、出入港した回数

(2) 開示請求書（補正後）の記載（本件請求文書2）

特定期間の特定県特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図、ホームページに掲載されている放射能測定の場所及び数値の写し

2 本件対象文書1

（日付及び地名を組み合わせた名称の文書を10文書特定しており、個別の文書名の記載は省略する。）

3 本件対象文書2

特定期間の特定県特定港に入港した米軍原子力艦の航跡図

4 追加して開示決定等すべき文書

平成29年1月付け「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて」に記載のあるモニタリングボートによる放射線の測定コース（巡回コース）に関する文書